

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、常に法令遵守を念頭に置き、より高い企業価値の向上を図るため、経営における健全性と効率性に加え、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応できる体制を確立していくことが重要であるとの強い認識を持っております。そのためにも、株主、顧客、取引先、従業員、地域社会等の全てのステークホルダーから信頼・支持され続ける企業であるために、コーポレート・ガバナンス体制の確立とその強化・充実に努める必要があると考えております。また、積極的に会社情報の適時開示を推進し、株主・投資者に対して経営の透明性を高めていく所存であります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの「基本原則」をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
中浜 勇治	284,700	16.45
嵯和幸	164,300	9.49
中浜 勇	142,937	8.26
鹿野産業(株)	56,900	3.29
上田八木短資(株)	44,600	2.58
大阪中小企業投資育成(株)	44,000	2.54
中山 恒一	41,700	2.41
中村 剛	41,100	2.37
オービス従業員持株会	19,494	1.13
吉田 勝利	19,000	1.10

支配株主(親会社を除く)の有無	—
-----------------	---

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	10月
業種	その他製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k			
小山 幹夫	他の会社の出身者														

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小山 幹夫	○	—	長年の銀行実務と豊富な会社経営の経験を社外取締役としての職務の遂行に活かしていただけるものと判断しております。また、東京証券取引所が定める「独立役員の確保に係る実務上の留意事項」等に照らし、独立性を有するものと考え、独立役員に指定するものです。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役及び内部監査室は、会計監査人と定期的に三様ミーティングを開催し、十分な連携を確保しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
北村 憲由	他の会社の出身者													
長井 紳一郎	弁護士													
近藤 哲英	税理士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
北村 憲由	○	——	金融機関や不動産業界での豊富な経験や幅広い見識を監査役の監査業務に活かしていただけるものと判断しております。また、東京証券取引所が定める「独立役員の確保に係る実務上の留意事項」等に照らし、独立性を有するものと考え、独立役員に指定するものです。
長井 紳一郎		——	弁護士として、コンプライアンスにおける専門的な知識と豊富な経験を有しているためであります。
近藤 哲英		——	税理士として、会計及び税務に関する専門的な知識と税務行政機関での豊富な経験を有しているためであります。

【独立役員関係】

独立役員の数	2名
--------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	その他
---	-----

該当項目に関する補足説明 **更新**

株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、取締役(社外取締役を除く。)に対し、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました(2020年1月30日開催の定時株主総会にて決議)。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

2019年10月期における取締役の年間報酬総額は70,230千円(うち社外取締役2,610千円)、監査役の年間報酬総額は7,971千円(うち社外監査役7,971千円)であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、取締役会により一任された代表取締役社長であり、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、当社役員に求められる能力、責任や将来の企業価値向上に向けた職責等を考慮し、これまでの経歴、職歴や職務等を勘案しつつ、適正な報酬額を決定することとしております。監査役の報酬等は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、職務内容、業務分担の状況を考慮して、監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役を直接サポートする専従スタッフはおりませんが、総務部を通じて、会議開催の通知及び会議資料の事前配付等を行っております。また、必要に応じ総務部又は経理部所属の社員が業務の補佐を行うこととしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

1 取締役会

取締役会は、取締役7名(うち社外取締役1名)で構成されております。取締役会は定例として毎月1回、必要に応じて臨時取締役会を随時開催し、当社の経営方針及び経営計画、年度予算その他重要な事項に関する意思決定を行っております。

2 監査役会

監査役会は、監査役3名全員が社外監査役であります。各監査役は、取締役会等に出席し重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を監視、監督しております。

3 独立役員

コーポレート・ガバナンスの充実に向けた取組みのひとつとして、独立役員2名(社外取締役1名、社外監査役1名)を指定しております。

4 内部監査室

当社の内部監査につきましては、代表取締役直轄の内部監査室(1名)を設置し、年次監査計画に基づき、全事業所を対象に業務活動全般にわたる監査を実施しております。監査実施結果は、代表取締役に直接報告され、後日、改善状況の確認のため、フォローアップ監査を行っております。なお、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の評価を実施し、全社的な内部統制及び業務プロセスに係る内部統制の評価手続きの一環として総務部門、経理部門等の内部統制部門が所管するコンプライアンスの推進、リスク管理、決算・財務報告等の業務活動に対し監査を行っております。

5 弁護士及び会計監査等その他第三者の状況

顧問弁護士との顧問契約に基づき法律全般及び重要な法務的課題について相談し、検討、対策を実施しております。また、会計監査人に有限責任あずさ監査法人を選任しており、同監査法人と監査契約を締結し会計監査を受けております。

会計監査を執行した公認会計士の氏名等は、指定有限責任社員業務執行社員神田正史氏、奥田賢氏であります。

6 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定及び当社定款に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外取締役1名を含む取締役7名による迅速な意思決定と取締役会の活性化を図るとともに、3名全員が社外監査役である監査役による中立的・客観的監視のもと、経営の透明性と公正性を維持しており、効率的な経営システムと経営監視機能が十分機能する体制が整備されているものと判断しております。

/// 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2020年1月30日の株主総会開催日に対し、2020年1月10日に株主総会招集通知を発送するとともに、2020年1月8日にTDnetにて公開し、当社ホームページIRサイトにも掲載しております。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主にご出席して頂けるよう、集中日を避けて定時株主総会の開催日を設定するよう留意しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	IR活動に関しましては、積極的に実施していく方針であります。今後、定期的に会社説明会等の開催を検討してまいります。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎年12月に決算内容及び事業の状況、今後の中長期的な事業展開等について説明会等の開催を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページ内にIRサイトを設け、決算関連資料等の適時開示資料及びプレスリリース、決算説明会資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経理部にIR担当者を配置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	個人情報保護規程を制定し、運用しております。また、個人情報保護に関する基本方針を策定し、当社のホームページ及び事務所等に掲示しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正を確保するための体制を整備しております。

1 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範は、経営理念及び年度経営基本方針を基本として、社内諸規程及びマニュアル等とする。また、その徹底を図るため、総務部においてコンプライアンスの取組みを横断的に統括することとし、同部を中心に役職員に対し行動規範等に関する研修等を実施する。

(2) 内部監査部門は、総務部と連携の上、コンプライアンスの状況を監査し、通常の内部監査手続に準じて社長及び監査役会に報告する。

(3) 法令上疑義のある行為等について、役職員が直接情報提供を行うホットライン(総務部長、経理部長、監査役のメールアドレス)を設置、運営する。

(4) 当社は、通報内容を秘守し、通報を行った役職員に対し、当該通報を行ったことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を役職員に対し周知徹底する。

2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体(以下「文書等」という)に記録し保存する。

(2) 取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できる。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及びその他管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部署において、ガイドラインの制定、マニュアルの作成、配付、研修等を実施するものとし、組織横断的リスク状況の監視及び会社全体の対応は、総務部が行う。

(2) 新たに生じたリスクについては、取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定める。

4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役会は、取締役、社員が共有する会社全体の目標を定める。

(2) 業務担当取締役は、その目標達成のために各部門の具体的目標及び意思決定ルールに基づく権限委譲を含めた効率的な達成の方法を定める。

(3) 取締役会は、ITを活用して定期的に業績等の進捗状況を確認、改善を促すことを内容とする、会社全体の業務効率を向上させるシステムを構築する。

5 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1) 監査役は、内部監査室、総務部又は経理部所属の社員に監査業務に必要な事項を命令することができる。

(2) 監査役より監査業務に必要な命令を受けた社員は、その命令に関して、取締役、内部監査室長等の指揮命令を受けないものとし、当社は、その体制について役職員に対し周知徹底する。

6 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

(1) 取締役は、監査役に対して、法令の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容を速やかに報告する。

(2) 役職員は、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項及び重大な法令、定款違反の事実を発見した場合には、監査役に直接報告することができる。報告の方法(報告者、報告受領者、報告時期等)については、取締役会と監査役会との協議により決定する。

(3) 当社は、監査役へ報告を行った役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を役職員に対し周知徹底する。

7 その他監査役が監査を実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役会と代表取締役との間で定期的な意見交換会を実施する。

(2) 監査役が、職務について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

8 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価の基本方針書を定め、財務報告に係る内部統制が有効に機能するための体制を構築し、それらを整備、運用し、財務報告の信頼性の更なる向上に努める。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、断固とした姿勢で臨み、一切関係を持たない。

不当要求等の問題が発生した場合には、警察及び関係機関や弁護士との連携を緊密に行い対応にあたる。

政府機関又は関係機関が公表した反社会的勢力の排除に関する資料等を全体に配付した上で、定期的に研修等を実施する。

√その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【適時開示体制の概要】

当社は、ステークホルダーの皆様の信頼を損なわないよう、適時開示等規則その他の関連諸法令・諸規則を遵守しつつ、透明性・公平性・継続性を基本とした迅速な情報開示を行います。

1 会社情報の適時開示の方法

当社では、統括情報管理責任者の指示により、適時開示資料を作成し、TDnetを通じて開示を行っております。また、同システムにより公開した後は、速やかに総務部が当社ホームページに掲載しております。

2 会社情報の適時開示に係る社内体制の状況

当社は、内部情報が発生した場合、各部署長等はただちに統括情報管理責任者に報告します。統括情報管理責任者は必要な情報・資料を収集し関係部署長と協議する等、事実関係を迅速に把握しております。

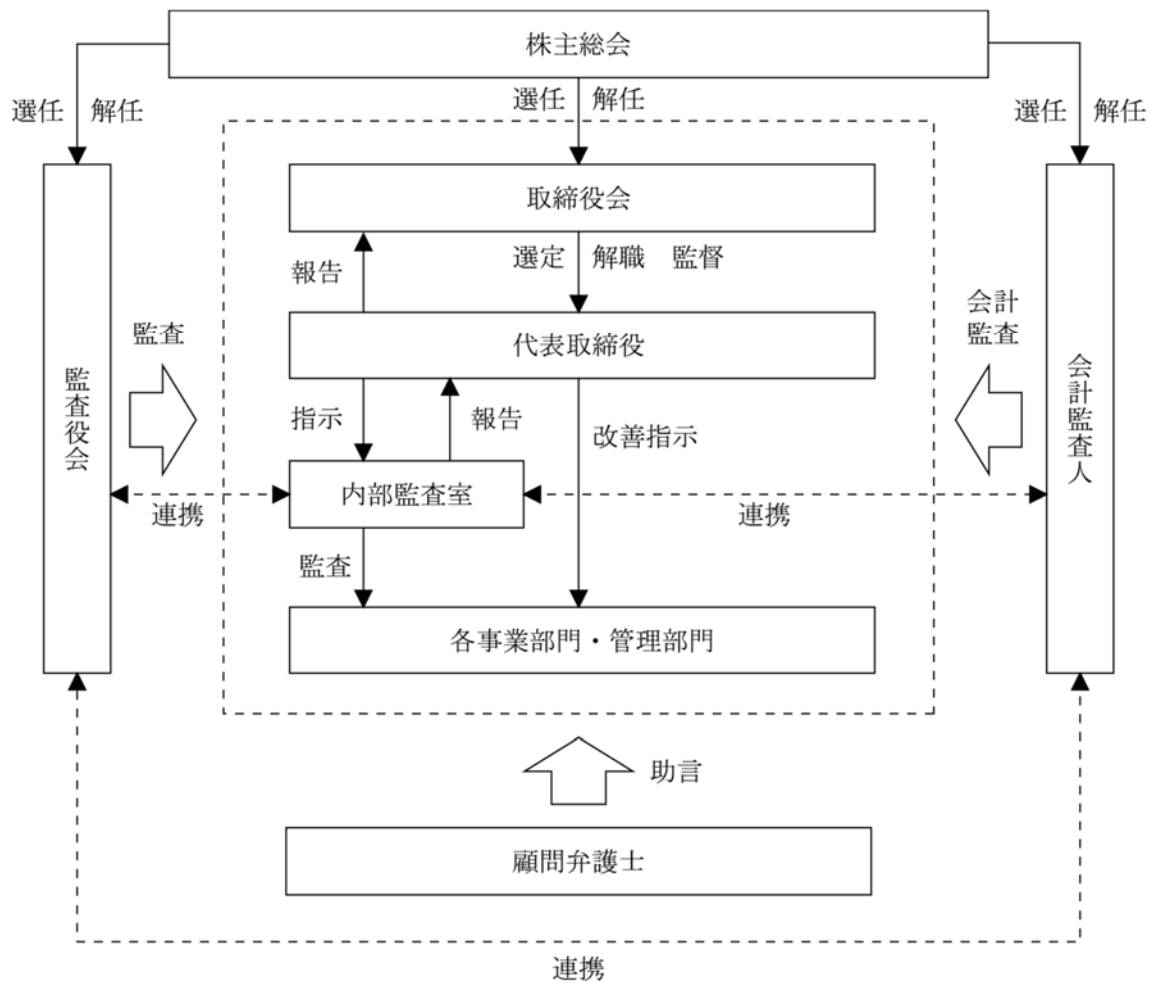
統括情報管理責任者は、開示すべき会社情報の正確性と開示制度・基準との適合性を確保するため、必要に応じて、東京証券取引所・顧問弁護士・監査法人・証券代行機関・幹事証券会社等に相談・確認を行い、アドバイスを受けて慎重かつ正確な開示に努めております。

3 東京証券取引所への適時開示

重要な決定事実及び決算情報については、取締役会承認後、開示が必要となる場合には速やかに開示を行います。

重要な発生事実については、統括情報管理責任者が代表取締役へ報告のうえ、適時開示等規則に従い、必要に応じて速やかに開示します。

[コーポレート・ガバナンス体制の模式図]



[適時開示体制の概要]

